

日本国奈良県と大韓民国忠清南道との 友好提携協定書

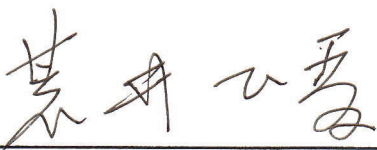
日本国奈良県と大韓民国忠清南道は、2007年6月13日に協力意向書を、2008年6月3日に文化観光交流協定書を締結し、文化、観光を中心とした交流を展開してきた。

これらの交流を礎とし、両県道の友好協力の発展と両県道民の相互理解を増進させるため、2011年10月26日に正式に友好提携を締結することに合意した。

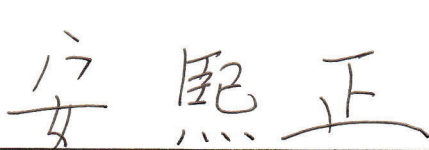
双方は、平等互恵の原則に基づき、両県道間の友好交流と経済貿易交流を促進し、科学技術、文化、観光、体育、教育、文化財保護、環境保護などの分野において、積極的に交流と協力を展開する。

本協定書は日本語と韓国語により2通作成し、双方が署名した後、各1通ずつ保管する。両協定書は同等の効力を有し、署名当日より効力を生じる。

日 本 国
奈 良 県 知 事



大 韓 民 国
忠 清 南 道 知 事



2011年10月26日 日本国奈良県